

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例及び熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則に係る審査基準を定める要綱

制定 令和 4 年 8 月 1 7 日局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和 4 5 年条例第 3 2 号。以下「条例」という。）及び熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 5 5 号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(荷さばき駐車施設の特例)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の市長が認める場合とは、一括した荷受けの後に共同で配送を行う、荷さばきの時間指定による配送を行う等、効率の良い配送の手法を採用し、台数の低減が可能であると判断できる場合のことをいう。

2 条例第 3 条第 5 項の市長が別に定める台数とは、前項で示された手法ごとに適切とされる台数の審査を行い決定するものとする。

(参考) 荷さばき駐車スペース数算定式

(国土交通省：物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～)

$$P=C \times F \times \lambda \div 60 / A$$

P：荷さばきとして必要な駐車スペース数【台】

C：貨物集中原単位【台/ha・日】 1 日当たりの貨物車両の台数を床面積で除した数値

F：床面積【ha】

λ：貨物車ピーク率【%】 1 日に集中する貨物車両台数に対するピーク時（1 h 当たり）の台数の割合

A：平均駐車時間【分】

(公共交通利用促進措置による緩和)

第 3 条 規則第 5 条及び規則別表第 2 に掲げる公共交通利用促進措置は、第 1 号の措置及び第 2 号から第 7 号のいずれかの通りに措置を行ったものに対して緩和を認めるものとする。

(1) 公共交通機関の利用促進に資する広報及び啓発等に関する措置

次のすべてに該当することとする。

建築物を利用する人の大半が視認できる建築物出入口に以下のポスター等を設置（建築物に出入口が複数ある場合は、2 か所以上）すること。

- ・公共交通利用促進に向けた広報・啓発のためのポスターやパンフレット。
- ・バス時刻表（建築物から最寄りのバス停等）及びバスの位置を確認することができるシステム（バスロケーションシステム等）利用案内のポスター等の設置。

(2) 複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスを用いた店舗情報等の提供

1 週間に 1 回以上（1 か月の合計が 4 回以上）の掲載を行う。

- (3) 従業員の通勤における公共交通機関又は自転車の利用に係る取組
次の内容すべてに該当することとする。

ア 就業規則等に自家用車以外での通勤を促す内容を明示すること。

イ 公共交通機関又は自転車での通勤者に通勤手当を支給していること。

- (4) 商品の購入に応じた公共交通機関の運賃の割引等の実施
次の内容のすべてに該当することとする。

ア 不特定多数の者が利用できるサービスとし、対象者を限定しないこと

イ 運賃サービスを講じる関係機関との協議を済ませておくこと

- (5) 公共交通機関の利用者のための待合室の整備
次の内容のすべてに該当することとする。

ア 待合室はバス停付近に設置する事。ただし、バスの運行状況および最寄りのバス停までの移動経路等を確認できる環境である場合はこの限りではない。

イ 不特定多数の者が利用できるスペースとすること。

ウ 待合室として利用できる床面積が 25 m²以上であること

エ 空気調和設備が整っていること

オ 椅子、テーブルなど休憩のための什器を設置すること

- (6) 駐車場整備地区内への自家用車の流入量の抑制に資する駐車場整備地区外の駐車場等からの送迎バスの運行
次の内容のすべてに該当することとする。

ア 運行間隔は 1 時間に 1 往復以上とすること。ただし、建物及び送迎バスの利用状況を書類等で確認し、1 時間に 1 往復以上の運行が不要と判断できる場合は本数を減らすことができる。

イ 駐車場等の位置はおおむね外環状道路（国道 57 号熊本東バイパス、国道 3 号熊本北バイパス、熊本西環状道路、（主）熊本港線よりも外側の位置とすること。

ウ 送迎バスの運行時間をわかりやすく表示すること。

- (7) 駐輪場（自動二輪車専用駐車場を含む。）又は自転車を賃貸する事業のためのスペースに自転車又は自動二輪車のための駐車施設（以下、シェアサイクルポートという）の設置

ア 「熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例」によって設置すべき台数を超えて整備した台数を対象とする。

イ 一般公共の用に供するものであること。

ウ ヘルメットの着用や自転車交通の安全のための啓発に係る広報をわかりやすい位置に明示すること。

エ シェアサイクルポートについては、駐車場整備地区内の一帯で利用できるものとして整備すること。

- 2 規則第5条及び規則別表第2に掲げる公共交通利用促進措置のうち、その他公共交通の利用促進に資する措置として市長が適当と認める措置による緩和率は熊本市駐車場適正配置検討委員会の審査を行い、公共交通利用促進に向けた計画に資すると判断できる取組を行う場合に限って適用するものとする。

この要綱は令和4年10月1日より施行する。